

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
財産の表示	1	所在	北海道白老郡白老町東町2丁目
		地番	45番27
		地目	宅地
		地積	1,691.36平方メートル
	2	所在	北海道白老郡白老町東町2丁目
		地番	45番42
		地目	原野
		地積	113.00平方メートル
	3	所在	北海道白老郡白老町東町2丁目
		地番	45番43
		地目	原野
		地積	227.00平方メートル
	4	所在	北海道白老郡白老町東町2丁目
		地番	45番83
		地目	宅地
		地積	75.98平方メートル

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
5 所在	北海道白老郡白老町東町2丁目45番地27、 45番地26		
家屋番号	45番27の1		
種類	工場		
構造	木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
床面積	580.06 平方メートル		
6 所在	北海道白老郡白老町東町2丁目45番地27、 45番地26		
家屋番号	45番27の3		
種類	車検場		
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
床面積	75.00 平方メートル		
7 所在	北海道白老郡白老町東町2丁目45番地27		
家屋番号	45番27の4		
種類	工場		
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
	<p>床面積 124.83 平方メートル</p> <p>8 所在 北海道白老郡白老町東町2丁目45番地27、 45番地27先</p> <p>家屋番号 45番27の5</p> <p>種類 事務所</p> <p>構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建</p> <p>床面積 1階 29.84 平方メートル 2階 25.48 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>市街化区域</p> <p>第2種住居地域</p> <p>建ぺい率 60% 容積率 200%</p>		
接道状況	<p>借地部分を介して北西側約34,5メートルが幅員約20メートルの舗装道に等高に接面する。</p>		
地盤・地勢	<p>最大奥行約72メートル、規模2208.17平方メートルの南方及び南東端が凹凸した不整形の中間面地</p> <p>地勢は平坦である。</p>		
使用状況等	<p>対象物件1～4 建物敷地として使用</p>		

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
	<p>対象物件5 土地のほぼ中央に位置するU字型の工場</p> <p>隣接地に一部越境している。</p> <p>古タイヤ及びオイル空き缶などの残置物が大量に存在する。</p> <p>対象物件6 土地の南東端付近に位置する長方形の車検場</p> <p>隣接地に一部越境している。</p> <p>対象物件7 対象物件5の南東側近くに位置する長方形の工場</p> <p>対象物件8 北端付近に位置する2階建ての事務所であり、借地上に一部越境している。室内には事務机や備品類が残されたままとなっている。</p> <p>物件所有者によると、公売によって所有権が移転した場合は、室内すべての動産について所有権を放棄する旨の意思表示をしている。</p>		
管理状況等	<p>対象物件5 昭和39年6月25日新築、昭和46年12月20日変更、増築</p> <p>対象物件6 昭和48年9月28日新築</p> <p>対象物件7 昭和53年10月28日新築</p> <p>対象物件8 昭和56年5月10日新築（いわゆる旧耐震基準の建物）</p> <p>各物件は外壁や屋根には破損箇所や錆が目立つなど維持管理の状況は劣る。</p>		
特記事項	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>借地部分を介して接道していますが、当該借地は国（北海道財務局）が所有しています。</p>		

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
	<p>当該借地の貸付契約によると以下の内容で賃貸されています。</p> <p>契約年月日 平成21年7月23日</p> <p>契約期間 平成21年7月1日～令和11年6月30日</p> <p>賃料 月額1,411円</p> <p>北海道財務局に確認したところ、公売の買受人は買受け後、速やかに国（北海道財務局）に対して借地権譲渡の承認申請を行う必要があるとのことでした。</p> <p>また、譲渡承認後、対象借地について売買契約又は貸付契約の締結が必要になるとのことです。</p> <p>買受を希望する方は事前に北海道財務局へお問い合わせください。</p> <p>[問い合わせ先] 北海道財務局 管財部第3統括国有財産管理官</p> <p>電話 011-709-2311</p>		
住居表示等	北海道白老郡白老町東町2丁目4-4		
最寄駅等	JR（北海道）室蘭本線 白老駅 徒歩8分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
一般的留意事項	<p>公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <p>1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</p>		

売却区分番号	札幌310-1		
見積価額	¥8,310,000	公売保証金	¥850,000
	<p>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は担保責任を負いません。</p> <p>3 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>8 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		

売却区分番号

札幌310-1



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1



売却区分番号

札幌310-1



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1



売却区分番号

札幌310-1



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1

物件8



札幌国税局 公売財産
札幌 310 - 1

物件8

売却区分番号

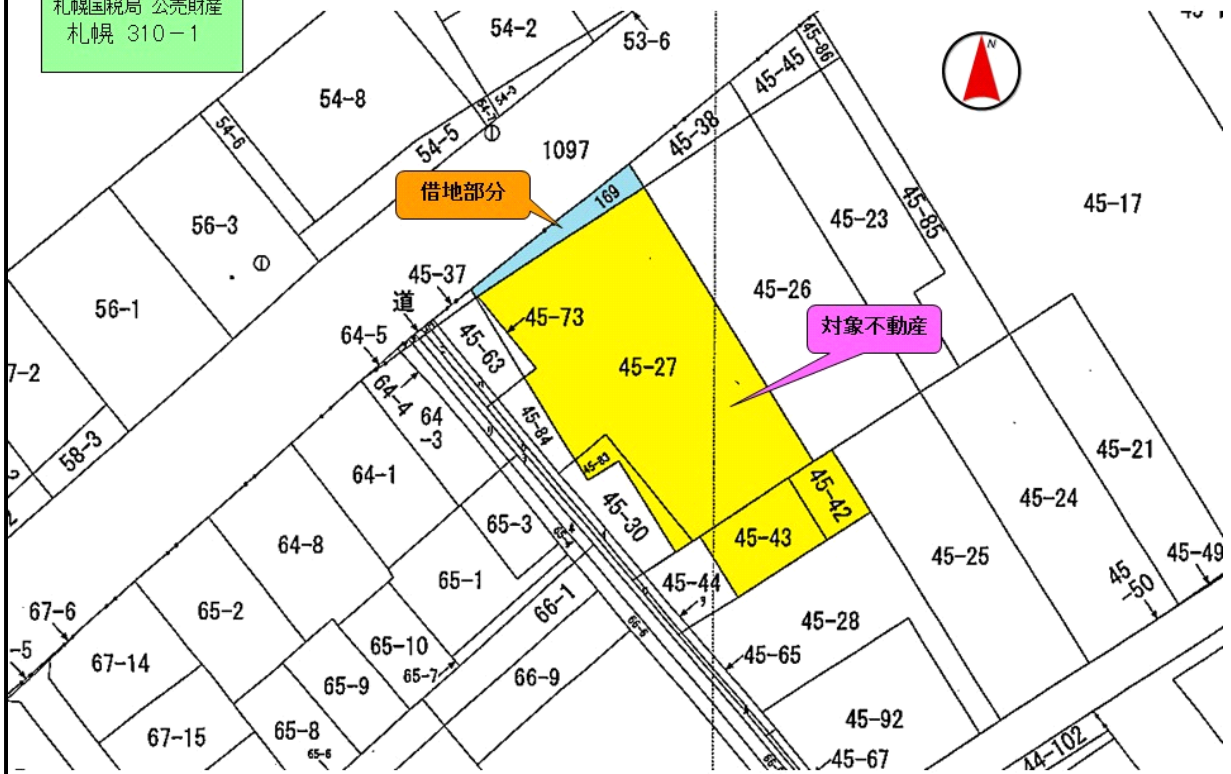
札幌310-1

札幌国税局 公売財産
札幌 310-1



©2022 ZENRIN CO.,LTD.(Z15LC 第138号)

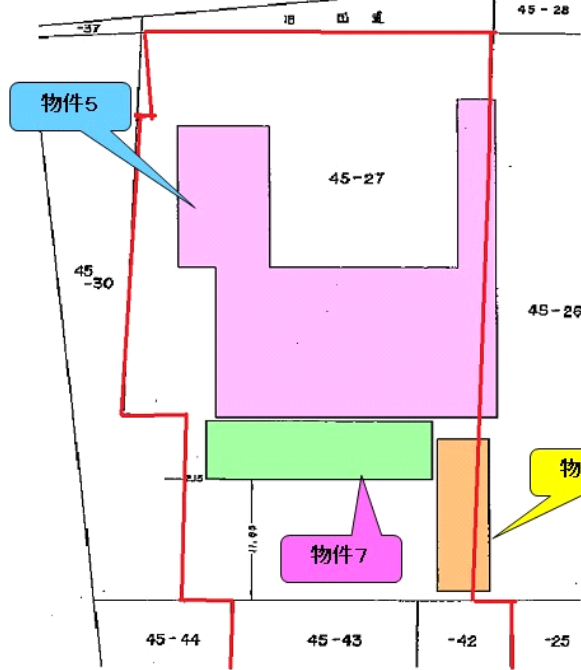
札幌国税局 公売財産
札幌 310-1



売却区分番号

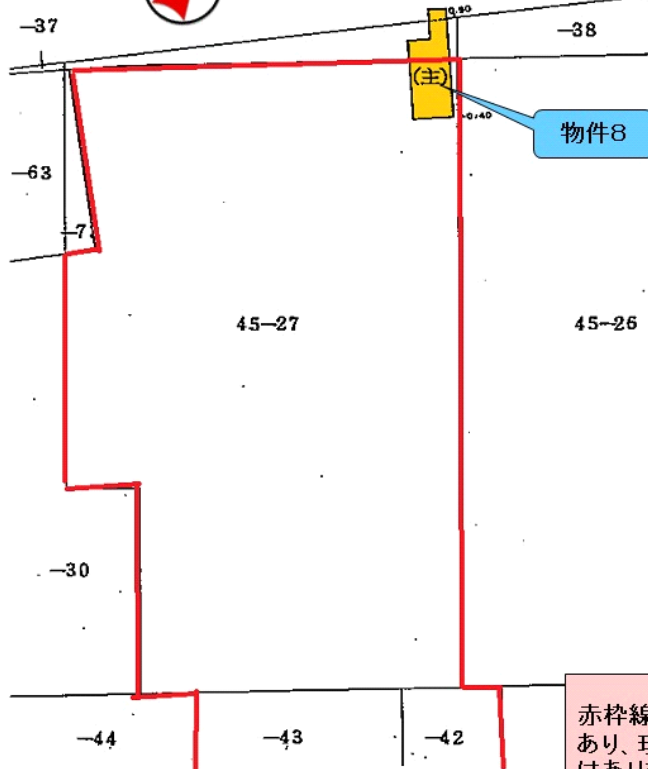
札幌 310-1

札幌国税局 公売財産
札幌 310-1



赤枠線は土地の境界の目安であり、現実の境界を示すものではありません。

札幌国税局 公売財産
札幌 310-1



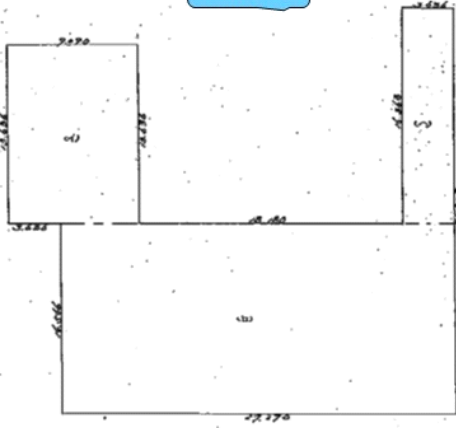
赤枠線は土地の境界の目安であり、現実の境界を示すものではありません。

売却区分番号

札幌 310-1

札幌国税局 公売財産
札幌 310-1

物件5



床面積

$$\begin{aligned} & \text{① } 7.970 \times 13.626 = 108.751260 \\ & \text{② } 27.270 \times 16.566 = 451.116280 \\ & \text{③ } 3.636 \times 16.363 = 59.495268 \\ & \text{計 } 580.417808 \end{aligned}$$

物件6

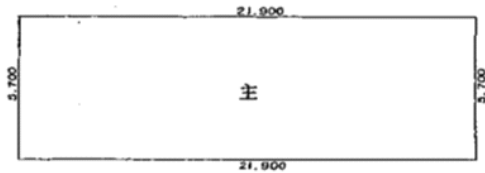


床面積 $15.000 \times 5.000 = 75.0000$

札幌国税局 公売財産
札幌 310-1

平面図

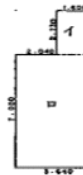
物件7



床面積 $5.700 \times 21.900 = 124.8300$

各階平面図

物件8



1階床面積

1 1.600	×	2.730	=	4.3680
7.000	×	3.640	=	25.4800
			計	29.8480



2階床面積

7.000	×	3.640	=	25.4800
------------------	--------------	------------------	--------------	--------------------